1.

小樽運送店ニ於テハ常時四百名ノ稼人夫ヲ使用シアリ之レ等ニ對シ

五月分賃銀一日一円四十銭乃至[illegible]ヲ支拂ヒタルガ右ハ出来高拂ニ依ル

又其他二十余名ノ別働隊ヲ有セリ。

然ルニ右記四百四十名ノ人夫中三十三名ハ[illegible]

(小樽合同)ニ加盟シ居リテ之等ノ者ハ右記二十[illegible](小樽合同)

ノ外ニ金十四銭ノ賃金増額ヲ要求セリ即チ拒絶セラレタルヲ以テ

右労働者ノ[illegible]ヲ[illegible]

之ニ對シ山本ハ拒絶スルト共ニ[illegible]之等ノ

者ヲ解雇セリ(六月十日)然ルニ其他稼業者[illegible]

六月十[illegible]日[illegible]

如何なる努力犠牲を拂つても小樽の總罷業を勝たせねばならぬ そのために

一、激励電報を委員会や總会やその他凡ゆる團体から打て。

二、地方評議会ではすでに昨日の指令に基いて「争議應援特別委員会」の如きものが出来てゐる筈であるからこの委員会は各所属組合に對し直ちに小樽争議應援のため支部總会又は工場分会總会を開かしめ(三)にある如き方法を以て應援金を募集すること

三、各組合は地方評議会の指令が發せられなくとも直ちに支部(又分会)總会を開かしめ總会出席者の凡てから少くとも金十銭以上徴收し(金を持たぬ者からは電車切符でもよいから)これを募集し金に換へ(よ——!)直ちに北海道へ送金せよ

特に運輸労働者の澤山集つてゐる処へ組合員はおかけて行つてゼネラル・ストライキを報告し應援金を集めること

應援金はおくれたら間にあわぬ、急げ!!

一九二七、六、二八、

日本労働組合評議会本部

ゼネラルストライキ総本部の所在地 小樽市稲穂町西四ノ六小樽合同内